



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆/編集人 堀内美智子
 〒520-0044
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館3階)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 Eメールアドレス shigakai@mx.biwa.ne.jp
 URL http://www.biwa.ne.jp/~shigakai/

行政書士制度 広報月間スタート

行政書士制度広報月間の実施に向けて、県総務部長から関係機関の長に対し、以下の文書が発信されました。

滋総第676号
 平成20年(2008年)9月18日

本庁各部(局)課長
 各地方機関の長
 関係行政委員会事務局長
 警察本部長
 各警察署長

様 ⑦
 総務部長
 (公印省略)

「行政書士制度広報月間」の実施について

このたび滋賀県行政書士会では、行政書士制度に関して広く県民の理解と協力を得ることを目的に、10月1日から同月31日までの1ヶ月間、「行政書士制度広報月間」を実施されることになり、この期間中は、別表のとおり行政書士電話無料相談、許認可手続無料相談所の開設をはじめとする各種の活動を展開されます。

ご承知のように、行政書士法においては、行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除いて、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類の作成を業とすることはできないとされています。

貴職におかれましても、この期間中滋賀県行政書士会が行う種々の活動を機に、書類の受理に携わる職員をはじめ各関係者に対し、行政書士法の趣旨が徹底されるよう、ご指導いただきますようお願いいたします。

また、行政書士が作成した書類には、記名して職印を押すことが行政書士法施行規則により義務付けられており、職印を押す場所等については次に示す様式が滋賀県行政書士会から指示されていますので、これらの確認を通じて、適正な運用が行われますよう、ご留意願います。

なお、平成元年9月25日付け滋総第877号で非行政書士排除に関するプレートの設置を依頼しました機関につきましては、引き続き当該プレートの設置についてご協力いただきますようお願いいたします。

ゴム印様式

年	月	日
行政書士 滋賀県行政書士会会員		

※ 行政書士法施行規則第9条第2項
 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。



今年度の広報月間ポスター
 タレントの眞鍋かをりを起用

平成20年度 「行政書士制度広報月間」に向けて 広報部長 堀内美智子

滋賀県行政書士会では、毎年10月1日から10月31日までを「行政書士制度広報月間」と定め、実施基本要項に基づき県内一斉に展開します。県民に広く行政書士の存在をアピールし、行政書士制度の普及・浸透を図る目的で本会総会で承認を受けた事業として取り組むものであります。本会、支部での無料相談会の開設や市町、関係機関の窓口配布したポスター等の効果的活用を図ると

もに直接県民に働きかけるような広報活動を実施します。

新しい広報活動としては滋賀県内のJR22駅構内へのポスター掲示、また昨年滋賀県のホームページに「パネル広告」を掲載したことにより、本会ホームページへのアクセス件数が平均900件から1900件に増加したことを踏まえ本年度もB枠への掲載をしました。

昨年「行政書士制度強調月間」から「行政書士制度広報月間」に名称が改められましたが、従来のとおり広報活動に併せて非行政書士行為の排除のため監察活動にも取り組むこととし、関係機関への窓口啓蒙板の設置確認と継続設置に協力を求めるとともに滋賀県行政書士会会員が一人丸となり「行政書士制度広報月間」の事業を推進します。